

議案第三十八号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成二年四月二十六日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年四月二十六日 原案承認

三朝町議会議長 安井由行

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成二年三月三十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町条例第十四号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「二十五万六千円」を「二十七万二千円」に改める。

第三十四条の二及び第三十六条の二第一項中「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第九十条第一項第一号中「精神薄弱者」を「精神障害者」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「又は厚生大臣」を「、厚生大臣」に、「第四号」を「本項」に、「（）及び」を「（）又は精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十二条の規定に基づく精神障害者の通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類及びその精神障害の程度が国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）別表に定める一級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類で交付の日から一年を経過していないもの（以下本項において「患者票等」という。）並びに」に改め、同項第四号中「又は療育手帳」を「、療育手帳又は患者票等」に改める。

附則第五条第一項中「三十二万円」を「三十四万円」に改める。

附則第十五条中「附則第三十一条の二第一項から第六項まで」を「附則第三十一条の二第一項から第七項まで」に改める。

附則第十六条の三第一項第一号中「百分の二十五・六」を「百分の二十八」に、「百分の三十六・七」を「百分の三十七・五」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十」を「百分の六十七」に、「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第三項第二号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の三十七・五」に改める。

附則第十六条の五第一項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第十七条第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

附則第十七条の二第一項及び第二項中「平成三年度」を「平成四年度」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の二の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定は、平成三年四月一日から施行する。

### (町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第二十四条第二項、附則第五条及び第十条の三の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成元年度分までの

個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条の三の規定の適用については、平成二年度分の個人の町民税に限り、同条第一項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

3 新条例第三十四条の二及び第三十六条の二第一項の規定は、平成三年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成二年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例第三十四条の二の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成二年一月一日以後に支払った地方税法の一部を改正する法律（平成二年法律第十四号）の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項第五号に規定する生命保険料、同項第五号の二に規定する個人年金保険料又は同項第五号の三に規定する損害保険料について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例第九十条第一項及び第二項の規定は、平成二年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第十五条の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、

平成二年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成元年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十五条の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成元年六月三十日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。